

27 第21条第3項に規定する共有に係る出願のうち減免を受ける者を含む者の共有に係る出願であつて、合算して得た額を納付するときは、「【手数料の表示】」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて「実用新案法第32条の2の規定による登録料の免除(〇〇〇〇 持分の割合〇/〇)」のように減免を受ける旨、出願人の氏名又は名称及びその者の持分の割合を減免を受ける者ごとに行を改めて記載し、その記載の次に行を改めて「登録料の納付の割合〇/〇」のように合算して得た額と実用新案法第31条第1項に規定する登録料の金額の割合を記載する。

様式第14の2(第21条の2関係)

8 第23条第4項において準用する特許法施行規則第27条第4項に規定する共有に係る出願であつて、国以外の各共有者ごとに実用新案技術評価の請求の手数料の金額(減免を受ける者にあつては、その減免後の金額)にその持分の割合を乗じて得た額を合算して得た額(以下この様式において単に「合算して得た額」という。)を納付するときは、国を含む者の共有に係る出願にあつては「【代理人】」の欄の次に「【持分の割合】」の欄を設けて、「〇/〇」のように国以外のすべての者の持分の割合を記載し、減免を受ける者を含む者の共有に係る出願にあつては「【手数料の表示】」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて「実用新案法第54条第10項の規定による実用新案技術評価請求料の1/2軽減(〇〇〇〇 持分の割合〇/〇)」のように減免を受ける旨、出願人の氏名又は名称及びその者の持分の割合を減免を受ける者ごとに行を改めて記載し、その記載の次に行を改めて「手数料の納付の割合〇/〇」のように合算して得た額と実用新案法第54条第2項に規定する実用新案技術評価の請求の手数料の金額の割合を記載する。

様式第14の2(第23条の2)「31、33から35まで、37及び38」
 様式第14の2(第23条の2)「32、34から36まで、38及び39」
 様式第14の2(第23条の2)「31、33から35まで、37及び38」
 様式第14の2(第23条の2)「32、34から36まで、38及び39」

9 実用新案法第54条第10項の規定の適用を受けようとするときは、「【手数料の表示】」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて「実用新案法第54条第10項の規定による実用新案技術評価請求料の1/2軽減(免除)」のように請求人ごとに行を改めて記載する。ただし、備考8により減免を受ける旨等を記載した場合には、記載するには及ばない。

様式第14の2(第54条の10)「国等」
 様式第14の2(第54条の10)「国」
 様式第14の2(第54条の10)「31、33から35まで及び38」
 様式第14の2(第54条の10)「32、34から36まで及び39」
 様式第14の2(第54条の10)「27まで、31、33から35まで、37及び38」
 様式第14の2(第54条の10)「28まで、32、34から36まで、38及び39」
 様式第14の2(第54条の10)「31、33から35まで及び38」
 様式第14の2(第54条の10)「32、34から36まで及び39」
 様式第14の2(第54条の10)「27まで、31、33から35まで及び38」
 様式第14の2(第54条の10)「28まで、32、34から36まで及び39」
 備考27
 及び備考28

6 第21条第3項の規定による共有に係る権利であつて、国及び大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律(平成10年法律第52号)第12条第1項の認定を受けた者(以下「認定事業者」という。)以外の各共有者ごとに登録料の金額にその持分の割合を乗じて得た額を合算して得た額を納付するときは、「【納付年分】」の欄の次に「【持分の割合】」の欄を設けて、「〇/〇」のように国及び認定事業者以外のすべての者の持分の割合を記載する。

様式第14の2(第21条の3)「31及び34」
 様式第14の2(第21条の3)「32及び35」
 様式第14の2(第21条の3)「31及び34」
 様式第14の2(第21条の3)「32及び35」

様式第14の2(第21条の2関係)

【書類名】 既納登録料返還請求書
 (【提出日】平成 年 月 日)
 【あて先】 特許庁長官 殿
 【実用新案登録番号】
 【返還請求人】
 【識別番号】
 【住所又は居所】
 【氏名又は名称】

【代理人】
 【識別番号】
 【住所又は居所】
 【氏名又は名称】

【返還原因】
 【納付年月日】
 【納付済金額】
 【納付年分】 第 年分から第 年分
 【納付金額】

【適正納付金額】
 【納付年分】 第 年分から第 年分
 【納付金額】

【返還請求金額】
 【返還金振込先】
 【金融機関名】
 【口座種別】
 【口座番号】
 【フリガナ】
 【口座名義人】

【提出物件の目録】
 【物件名】

〔備考〕

- 1 「【実用新案登録番号】」の欄には、「実用新案登録第〇〇〇〇〇〇〇号」のように実用新案登録の番号を記載する。
- 2 「【返還請求人】」の欄には、当該返還に係る登録料を納付した者を記載する。
- 3 「【氏名又は名称】」は、自然人にあつては、氏名を記載し、その横に印を押す。法人にあつては、名称を記載し、「【氏名又は名称】」の次に「【代表者】」の欄を設けて、その代表者の氏名を記載し、その横に代表者の印を押す。
- 4 「【返還請求人】」又は「【代理人】」の欄に記載すべき者が2人以上あるときは、次のように欄を繰り返し設けて記載する。

【返還請求人】
 【識別番号】
 【住所又は居所】
 【氏名又は名称】

【返還請求人】
 【識別番号】
 【住所又は居所】
 【氏名又は名称】

【代理人】
 【識別番号】
 【住所又は居所】
 【氏名又は名称】

【代理人】
 【識別番号】
 【住所又は居所】
 【氏名又は名称】

- 5 「【返還請求人】」又は「【代理人】」の欄の「【氏名又は名称】」(法人にあつては、「【代表者】」)の次に、「【電話番号】」又は「【ファクシミリ番号】」の欄を設けて、返還請求人又は代理人の有する電話又はファクシミリの番号をなるべく記載する。
- 6 「【納付済金額】」の欄には、実際に納付した登録料の納付年分と納付金額の合算額(「円」)等をつかず、アラビア数字のみで表示すること。以下この様式において同じ。)を記載する。